



無料体験だけのつもりが...

契約トラブル

無料体験での入会契約は慎重に...



- 1 「無料」となる内容や条件を **よく確認する**
- 2 契約する気持ちがなければ **きっぱり断る**
- 3 スポーツジムなどの店舗契約は **クーリングオフ対象外!**

今月の
標語



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

解約
できずに流れる
冷汗かな

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
にご相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります!

い や や!
TEL 188

契約、悪質商法、製品・食
品やサービスによる事故等
のご相談は(市外局番なし
188番)にお電話ください。